

令和3年第11回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水)午後2時00分から午後2時22分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 (8人)

1番 坂 政 和

3番 荒 道 秀 雄

4番 鹿 原 仁

5番 堰 合 と し

7番 浜 谷 秀 雄

9番 久 保 雅 庸

11番 郷 州 公 典

会長職務代理者 13番 横 道 文 男

4. 欠席委員 (6人)

2番 笹 山 勝 彦

6番 阿 部 範 彦

8番 長 根 義 則

10番 中 城 司

12番 土 橋 剛

会長 14番 百目木 憲 一

5. 出席農地利用最適化推進委員 (2人)

石 鉢 地区 森 正 浩

赤保内 地区 桑 原 英 世

6. 欠席推進委員 (7人)

鳥屋部 地区 堰 合 繁

金山沢 地区 向 井 成 男

田 代 地区 水 合 達 徳

登 切 地区 清水頭 保 孝

大 蛇 地区 上 山 清 治

道 仏 地区 糸 坪 岩 雄

小舟渡 地区 平 戸 三 雄

7. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第 9号 農地の転用事実に関する照会について
- 第4 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 第5 議案第25号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長)	引敷林 広 貴
総括主幹 (事務局次長)	森 淳
総括主幹	境 祥 子

9. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 2 名です。農業委員の数が過半数に達していますので、令和 3 年第 11 回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、7 番 浜谷委員、9 番 久保委員を指名します。</p> <p>日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>これより、議事に入ります。</p> <p>日程第 3、報告第 9 号「農地の転用事実に関する照会について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>報告第 9 号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>1 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>報告第 9 号の詳細についてご説明いたします。</p> <p>本件は、青森地方法務局八戸支局より昭和 56 年 8 月 28 日付け農林水産構造改善局長通知に基づき依頼の日から 2 週間以内に回答することとされておりますので、局長において報告したことについて農業委員会へ報告するものです。</p> <p>番号 11 の詳細ですが、本農地は譲受人、現在の所有者ですがけれども、自己住宅建築のために平成 22 年 1 月 8 日の総会で転用目的であります農地法第 5 条申請を譲渡人と連名で出され、平成 22 年 1 月 18 日付け指令第 2 号で許可しております。その後、売買による所有権移転が行われたものの震災等あり自己住宅建築の計画を別の場所への計画変更となり、本農地は地目変更をせず畑のままとなっている農地であります。今回、畑から非農地、雑種地への地目変更を法務局に申</p>

	<p>請しております。本来は許可処分取消しの必要がありましたけれども、売買及び所有権移転をしてから相当年が経過していることや、農地として再生しても今後継続利用が望めないこと、現地確認の結果、現状も同様の状況と判断できるので、現況雑種地として報告したものでございます。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号 11 の地区担当の森推進員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10月6日午後2時から、会長、次長、事務局、郷州委員、私で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおり草が生えていて一部アスファルトになっている部分もありました。詳細については、事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p>
委 員	<p>(「はい」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、報告第9号「農地の転用許可に関する照会について」の件を終了します。</p>
議 長	<p>次に日程第4、議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第24号について朗読いたします。</p> <p><u>2ページ3ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第24号の詳細について説明いたします。</p> <p>番号18は、譲渡人から譲受人が売買により農地を取得するもので、譲渡人は今後農業に従事する意思はなく、このまま放置されると農地の荒廃が進むことから譲受人が購入、今後農地の状況を確認し、露地</p>

	<p>野菜を作付けし最終的にはねぎを作付けする予定となっております。譲受人に関しては、現在も水稲、露地野菜などの生産を行い、農業を行っていることから農地法第3条第2項各号の規定には該当しないと考えますので、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>番号19は、譲渡人所有の農地について、親戚関係にある譲受人に贈与するもので、これまでも譲受人が譲渡人の許可を受け牧草の管理をしてきた農地であり、今回譲渡人の体調不良などにより今後この農地の管理について譲受人にお願いしたいことを考え贈与することにしたものです。譲受人に関しては、現在も水稲、露地野菜、牧草などの生産を行い、農業を行っていることから、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号18、19の地区担当の森推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>番号18ですが、11月1日に会長、局長、次長、郷州委員、行政書士事務所、譲受人立会いのもと現地確認をしました。現状は、前行ったときは小屋がありましたが解体されて、ある程度整地されてトラクターをかけた跡がありましたが、若干小石があつてねぎを作付けるには少し難しいのかなと思いましたが、本人が露地野菜をやっているということで、それも含めて畑に使いたいということなので、妥当だと思います。</p> <p>番号19ですが、11月1日に会長、局長、次長、郷州委員、行政書士、譲渡人、譲受人立会いのもと現状を確認しました。牧草地になっていて、譲受人が管理しているということなので、妥当だと思います。</p> <p>審議のほうよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>丁寧な説明ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」との声あり)</p>
委 員	<p>無いようですので採決します。議案第24号「農地法第3条第1項</p>

	<p>の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 24 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は承認します。</p> <p>次に日程第 5、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 25 号について朗読いたします。</p> <p><u>4 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第 25 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案の番号 2、3 の申請は、農地法第 5 条の申請で、譲渡人 1、譲渡人 2 両氏から譲受人が代表を務める株式会社が農地を取得し、採卵鶏用の育雛・育成場の建築を行う計画であり、その売買について申請となったものでございます。当町農業委員会では、県より権限移譲を受けていることから、3,000 ㎡未満については独自で決定する権限がありますが、申請面積が合計 39,311 ㎡となり県常設審議委員会の意見を徴し、異存なしの場合に限り許可することができるものです。本農地は、昨年、農業振興地域の農用地指定から農業用施設用地への指定用途の変更を行い、今回農地法第 5 条の申請となったものです。本申請地は、階上町役場から西側に 3 km、石鉢小学校から南東側に 2 km、給食センターから北西側に 1 km にあり、市街化調整区域外の 10ha 未満の小集団農地にあたり、300m 以内に公共施設等もないことから第 2 種農地と判断されるものです。近隣には現在耕作している農地もありますが、隣接する農地も 1 区画 5,000 ㎡以上の農地となっていることから、今後耕作の支障とはならないと思われま。また、周りにグリーンベルトを設置し密閉式の鶏舎となるなど環境への配慮もなされていることから、事業計画上適当であると判断し、許可相当とするものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番</p>

	<p>号 2、3 の地区担当の桑原推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>11月1日午後3時より、百目木会長、事務局2名、坂農業委員と私、株式会社の担当の方、計6名で現地確認を行いました。三方については農道に囲まれています。こちらはフェンスで囲むということから、耕作者が奥地にもいるので、その農道の確保の要望を行ってまいりました。なお内容につきましては事務局の説明のとおりでございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>無いようですので採決します。議案第25号「農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可に係る意見について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第25号「農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可に係る意見について」の件は承認します。</p>
<p>事務局</p>	<p>これにて本会議に付議された全案件が終了しました。 以上をもちまして、令和3年第11回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>修礼を行います。 礼。 直れ。 ご着席ください。</p> <p>令和3年11月10日</p> <p>議事録署名者 議 長 <u>横道 文男</u></p> <p>7番 <u>浜谷 秀雄</u></p> <p>9番 <u>久保 雅庸</u></p>